

ソーシャルメディア運用管理規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会(以下、「本会」という)のソーシャルメディアの運用管理について定める。

(適 用)

第2条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、フェイスブック、Youtube、ツイッター、ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

(目 的)

第3条 本会の加盟団体並びに国内外の体操関係者・愛好者に、適切な情報を迅速に提供し、体操の普及発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第4条 ソーシャルメディアの運用は本会事務局(以下、「事務局」という)がこれに当たる。

- 2 事務局は、ソーシャルメディアの運用を円滑に行うため、担当者(以下、「担当者」という)を決め、男子体操競技・女子体操競技・男子新体操・女子新体操・一般体操・アクロ体操・トランポリン・エアロビック・その他の情報を整理し配信する体制をつくり、ソーシャルメディアを管理する。

(業務委託)

第5条 ソーシャルメディアの運用に当たって、第三者と協力して行うことができる。

(情報の管理基準)

第6条 情報の内容並びに管理については、次に定める基準による。

1. 発信する情報は、次の条件を必要とする。
 - (1) 本規程第3条の目的にのっとった情報であること
 - (2) 総括的な情報については、専務理事の承認を得たものであること
例－役員、沿革、FIG情報、AGU情報、理事会・評議員会情報、その他重要な情報
 - (3) 事務局関連の情報については、事務局長の承認を得たものであること
例－販売物情報、加盟団体事務局案内、その他一般的な情報
 - (4) 各委員会関連の情報については、関係委員長の承認を得たものであること
例－競技会、演技会その他のイベントの案内と結果、ナショナル強化選手プロフィール、その他有益な情報
2. 慣例化した内容、事実であることが明らかである簡素な内容、または緊急を要する場合、発信条件となる承認を得なくても発信できるものとする。
3. 発信した情報が次の条件に当てはまる場合、担当者または事務局員は、速やかにその内容を削除しなければならない。
 - (1) 理事、業務執行役あるいは事務局長によって、不適切であると判断された場合
 - (2) 内容が、時間の経過により、最新情報としての意義を失った場合
4. 発信した情報に基本的な誤りが見いだされた場合、担当者または事務局員は、速やかにその内容を訂正・追加しなければならない。内容の訂正・追加についての承認は、発信する情報の条件に準ずるものとする。

(掲載方法)

第7条 ソーシャルメディアに発信を希望する情報は、必要な承認を得た後、担当者または事務局員に提出されるものとする。

2 発信を希望する情報は、原則としてデジタルデータによって提供されるものとする。

3 提供された情報の事務的な作業としての発信の可否、あるいは優先順位は、担当者または事務局員により決定されるものとする。

(利用状況の報告)

第8条 アクセス回数等ソーシャルメディアの利用状況は、必要に応じ業務執行役会議に報告されるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定

平成 30 年 2 月 15 日 改定・施行

令和 5 年 3 月 10 日 改定

令和 5 年 6 月 25 日 施行